

献血者の健康被害

献血時の採血は、献血者の健康状態等を十分確認した上で行われますが、時には血管迷走神経反応（VVR）、さらにはごくまれにクエン酸反応、神経損傷などの健康被害が起こることがあります。（表 2－1）

献血者の健康被害として上位に集計される症状とその発生状況を図 2－12 に示しました。もっとも発生頻度が高いのは血管迷走神経反応（VVR）と呼ばれるもので、平成 28 年度の全献血者に占める VVR（軽症）発生率は、約 0.6% でした。気分不良や顔面蒼白などの

症状が代表的です。

日本赤十字社はこれらの健康被害の発生を防ぐために、献血申込者に対し「お願い！」（献血をいただく前に）のリーフレットを手渡し、こうした健康被害が起こりうることを知らせています。また、採血後の十分な休憩や水分補給の必要性、具合が悪くなった時の対処方法について注意を促し、万が一、腕の痛みなど健康状態に心配が生じた時は血液センターに連絡するよう呼びかけています。

表 2－1 献血者の健康被害の主な態様

名称	概要
VVR (血管迷走神経反応： vasovagal reaction)	採血中に発生することが最も多いが、採血前又は採血後に発生することもある。献血者の心理的不安、緊張もしくは採血に伴う神経生理学的反応による。症状には個人差がある。軽症から放置により重症に進行し、気分不良、顔面蒼白、欠伸、冷汗、眩暈、悪心、嘔吐、さらに、意識喪失、けいれん、尿失禁、便失禁に至る場合がある。その他、血圧低下、徐脈、呼吸数低下が見られる。
神経損傷	電気が走るような痛みや痺れが生じる。皮神経損傷の場合は 2～4 週間程度で症状は軽快するが、まれに回復に 2 ヶ月程度を要することもある。
神経障害	穿刺時創傷の治癒過程で形成された組織癒着や皮下出血後の血腫などによる神経圧迫により伸展時等に神経症状を引き起こすことがある。駆血を強く長時間行った場合や、採血側の upper 肢を固定する際にも発生することがある。伸展等の運動時に痛み、痺れがあるほか、まれに運動障害や知覚障害をきたすことがある。
皮下出血及び血腫	採血時の穿刺と採血後の圧迫（止血）が適正に行われなかった場合に起こる。小丘状の出血斑から皮下に浸透し、腕の運動により拡大し広範な出血斑や血腫になることがある。
穿刺部痛	穿刺時創傷の炎症及び組織癒着による周辺組織等の引きつりなどにより発生する。穿刺部に限局した強い痛みが持続する。また、穿刺部の圧迫痛や、穿刺部周囲の牽引痛がある。
クエン酸反応	成分採血時、相当量のクエン酸ナトリウムを使用した場合に発生する。口唇、手指の痺れ感、寒気、気分不良で始まり、さらに体内にクエン酸が返血されると悪心、嘔吐、さらにはけいれん、意識喪失に至ることもある。
RSD (反射性交感神経性萎縮症： Reflex Sympathetic Dystrophy)	神経や骨・軟部組織の損傷後に起こる疼痛などの症状が異常に遷延する症候群。症状は単一の末梢神経領域に限らず広がり、原因となった外傷の程度に比して重症である。四肢遠位部の持続性的特徴的な痛みと血管運動異常による腫脹があり、これらによる関節可動域制限が出現する。疼痛は受傷後まもなく出現することもあるが、一般的にはやや日数が経ってのことが多い。症状は傷の程度に比べ強い。

（日本赤十字社採血基準書より厚生労働省作成）

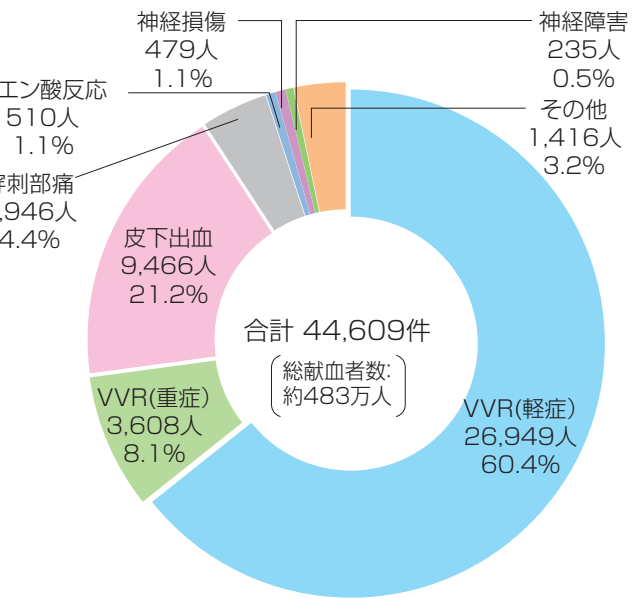


図2-12 平成28年度の献血者の健康被害発生状況
（日本赤十字社提出資料より厚生労働省作成）

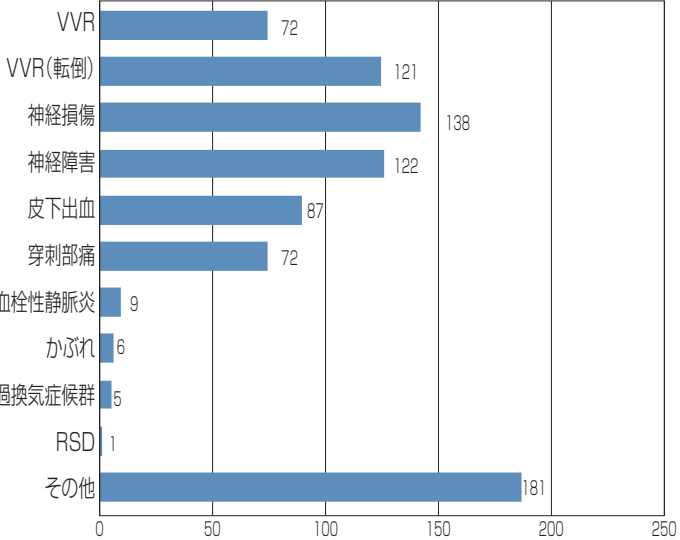


図2-13 平成28年度に医療機関を受診した人数
（814人）
（「献血者健康被害救済制度」の対象となるもの）

献血者の健康被害は、その大部分が軽度なものですが、ごくまれに医療機関の受診を要するような状態になることもあります。そのような場合、従来では、日本赤十字社の各血液センターで医療費等が支払われていました。

しかし、補償の公平性及び透明性の向上を図る必要性が指摘され、「献血者等の健康被害の補償に関するガイドライン」（平成 18 年 9 月 20 日付け薬食発第 0920001 号厚生労働省医薬食品局長通知別添）に基づき、平成 18 年 10 月から、献血者の健康被害に対し適切な救済が行えるよう、国の適切な関与の下で、日本赤十字社において「献血者健康被害救済制度」が開始され、本制度の下、医療費や医療手当（交通費など医療費以外の費用を補填するもの）等が支払われることとなりました。

図 2 - 13 は、献血者健康被害救済制度の発足後、当該制度に基づいて、平成 28 年度に医療機関を受診した事例の症状別内訳を示しています。

平成 28 年度の献血者数は約 483 万人であり、本制度の対象が 814 件（重複を除く。）であったことから、全体の約 0.017%であることがわかります。

表 2 - 2 は、当該制度に基づいて日本赤十字社が給付決定した献血者の健康被害の態様を入通院日数ごとに分類したものです。医療機関の受診を要する健康被害であっても、大半は数日間で終結していることが読み取れます。

一方、ごく一部ですが、長期の通院等を要する例も存在しています。

「献血者等の健康被害の補償に関するガイドライン」（概要）

(1) 給付の項目及び対象者

- ① 医療費及び医療手当 採血によって生じた健康被害について医療を受ける献血者等
- ② 障害給付 採血によって生じた健康被害により一定の障害の状態にある献血者等
- ③ 死亡給付 採血によって生じた健康被害により死亡した献血者等の遺族
- ④ 葬祭料 採血によって生じた健康被害により死亡した献血者等の葬祭を行う者

(2) 給付額等(平成30年1月1日時点)

給付項目	給 付 額 等
医療費	病院又は診療所を受診した場合、その医療に要した費用を補填するもの。
医療手当	病院又は診療所を受診した場合に要する医療費以外の費用を補填するもの。その額は、1日につき4,480円、月ごとの上限は35,800円とする。
障害給付	後遺障害に対して、その障害の程度に応じた一時金を給付するもの。その額は、基礎額8,800円に障害等級1～14級に応じた倍数を乗じて得た額(44万～1,179万2千円)とする。
死亡給付	採血によって生じた健康被害が原因で死亡した献血者等の一定の範囲の遺族に対して一時金を給付するもの。その額は880万円とする。
葬祭料	葬祭を行うことに伴う出費に着目して、葬祭を行う者に対して給付するもの。その額は199,000円とする。

表 2 - 2 献血者の健康被害の様態別発生件数と入院日数の状況（平成 28 年度）

		VVR	VVR (転倒)	神経 損傷	神経 障害	皮下 出血	穿刺 部痛	血栓性 静脈炎	過換気 症候群	RSD	かぶれ	その他	総計
通 院	1日	59	75	43	56	53	30	5	5	0	5	113	444
	2日	5	16	21	23	9	18	3	0	0	0	23	118
	3日	4	8	19	5	9	5	0	0	0	0	15	65
	4日	0	2	8	7	6	5	1	0	0	1	5	35
	5日	0	3	9	3	1	3	0	0	0	0	5	24
	6日	0	0	3	6	1	2	0	0	0	0	1	13
	7日	0	1	3	3	1	2	0	0	0	0	2	12
	8日～14日	0	4	16	9	3	3	0	0	0	0	8	43
	15日～30日	0	5	11	4	0	2	0	0	0	0	4	26
	31日以上	0	1	5	6	4	2	0	0	1	0	5	24
	合計	68	115	138	122	87	72	9	5	1	6	181	804
入 院	1日	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	2日	3	5	1	0	0	0	0	0	1	0	0	10
	3日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	4日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	6日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7日	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	8日～14日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	15日～30日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	31日以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	4	6	1	0	0	0	0	0	1	0	2	14
入・通院合計		72	121	139	122	87	72	9	5	2	6	183	818
重複		0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2	4
実績件数		72	121	138	122	87	72	9	5	1	6	181	814

※ 日本赤十字社が加入する賠償責任保険により給付がなされる場合を含まない